

# 公益社団法人日本理学療法士協会提案



# 101单位案

平成29年10月17日

公益社団法人 日本理学療法士協会

# 指定規則(別表1、2条関係)改定案の主旨

教育内容		単位数		改定主旨
		現行	改定案	
基礎分野	科学的思考の 基盤 人間と生活 社会の理解	14	14	理学療法を必要とする対象者の人権を尊重するとともに、地域社会の活性化や対象者のQOL向上に寄与できる人材を育成するために、基礎分野に「社会の理解」を加える。具体的には高い倫理観と責任感、コミュニケーション力を育むため、倫理学、社会学、社会保障制度論、医療経済学、社会福祉学、心理学、コミュニケーション論、人間関係学などを学修する。
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	12	12	保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に則し、既存領域における理学療法を学修・実践するために理学療法の基盤を形成する解剖学、生理学、運動学などの基礎医学、整形外科学、内科学、神経学などの臨床医学を学修する。さらに新たな展開の方法を修得するため、臨床薬学、栄養学、画像診断学、救命救急医学などを学修する。
	疾病と障害の成り 立ち及び回復過程 の促進	12	13	
	保健医療福祉とリ ハビリテーションの 理念	2	3	

## 別表1続き

専門分野	基礎理学療法学	6	6	
	理学療法管理学	—	2	理学療法管理論(職場マネジメントなど)、理学療法教育論、理学療法倫理などを学修する。
	理学療法評価学	5	6	画像診断の内容を含むこと。
	理学療法治療学	20	20	呼吸理学療法学において喀痰吸引法を学修すること。
	地域理学療法学	4	3	
	予防理学療法学	—	2	予防理学療法学(健康増進、介護予防論、産業理学療法学、1～3次予防論など)を学修する。
	臨床実習	18	20	地域理学療法、地域包括ケアの理解を深めるため実習を含むこと。実習時間の3分の2以上は医療提供施設(医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設(除く薬局、助産所)をいう)において行うこと。 診療参加型臨床実習の単位を18単位以上とすること。
合計	93	101	専門分野(臨床実習を除く)では合計39単位を履修するが、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの「5 授業に関する事項(3)」に定める1単位当たりの時間数の合計については単位の実質化の観点 を考慮すること。	